

# 自動車保険における訴訟通知義務懈怠の効果

弥 永 真 生

## 第一章 問題の所在

わが国で用いられている自動車保険の約款は、保険契約者または被保険者（以下、保険契約者等と略する）に、損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合には、その旨を保険会社に遅滞なく通知する義務（訴訟通知義務）を課している（自家用自動車保険普通保険約款第六章一般条項一四八号、自動車保険普通保険約款第四章一般条項一四八号、自家用自動車総合保険普通保険約款第六章一般条項一四八号）。さらにこの義務を正当な理由なくして懈怠したときは、保険者が免責される旨を定めている（自家用自動車保険普通保険約款第六章一般条項一、自動車保険普通保険約款第四章一五一条一項、自家用自動車総合保険普通保険約款第六章一五一条一項）。ところが公表判例には、訴訟通知義務の懈怠を理由として、保険者の免責を認めたものはほとんど見当たらない。

自動車保険における訴訟通知義務懈怠の効果

しかも判例がこのような立場をとっている以上、もし、保険者が約款の免責条項を根拠として保険金の支払いを拒絶すれば、裁判にもちこまれるであろうから、実際には、訴訟通知義務の懈怠を理由として保険金の支払いを拒むことはほとんどないものと推測される。そうであるとすれば、訴訟通知義務の懈怠による免責を定めた条項を約款中に設ける意義があるのか、また、その条項が差別的に運用されはしないかということが問題となるはずである。

また訴訟が適切に遂行されない場合と請求の無断承認の場合とは、保険者の不利益は類似するが、請求の無断承認の場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて、保険金を支払うこととされていること（第四章第三節参照）とのバランスも考えなければならぬであろう。

そこで、保険者、保険契約者等、被害者の利益を合理的に調整するためには、自動車保険の訴訟通知義務懈怠の効果としてどのようなものが適当であるかを請求の無断承認（本稿では「責任の無断承認」も同意の語として用いる）等の効果と対比しつつ、本稿では検討したい。

## 第二章 判例の動向

自動車保険について、訴訟通知義務の懈怠の効果が争われた事件に関する裁判例で入手可能であったのは二件にとどまった。

① 千葉地判昭和四八年七月二六日（判時七三一七三頁）は、自動車事故の被害者が、被保険者、加害者、保険会

社等を共同被告として損害賠償を求めて訴を提起したが、いわゆる欠席裁判により、原告が勝訴し、保険会社に対し、右保険金請求権を代位行使しようとした事案に関するものである。この判決は、旧自動車保険普通保険約款三章一条一項八号および二項に定める訴訟通知義務懈怠に基づく免責は認めなかったが、同条一項七号および二項にいう請求の無断承認にあたるとして、保険者のてん補責任の限定を認めた。

すなわち、訴訟通知義務に関する規定の設けられた趣旨は、「通知することにより、」さらに保険者と「協議する機会を作るためにあると考えられないことはないが、」約款は保険者が「いわば一方的に作るもので顧客たる契約者らはこれに応ずるか否かの自由しかないものであつて、その性質上顧客に有利に解すべきところ、右条項には協議すべしとか、積極的に通知せよとの文字はなく、しかも違反の結果が保険金の支払を免責させるという重大な結果をもたらすことからすれば、正当な事由というのは割に広く解すべきであると考えられる。」しかして保険者が「共同被告として訴状に記載されていたため、通知する必要がないと思つたのでしなかつたことが認められ、かかる場合は通知をしなかつた正当な理由があるものというべきである。」としたが、被保険者は「損害賠償請求の訴を提起されたが、これを放置して欠席判決を受け、しかも判決を受けてもこれを放置して確定させたことが認められ、しかも訴状と同時に答弁書を出すように催告し、これを出さないで欠席した場合には請求にかかる事実を自白したものとみなされる旨警告する答弁書催告状が送達されるものであり、万が一これが同封されていなかったとしても、はじめて訴状を受取つた者ならば他の者に相談するなり、裁判所に出頭するのが普通であり、しかも出頭しないことに正当の理由があつたとは認められないことからすると、右の被保険者の態度は保険者の事前の承諾なく損害賠償責任を承認したものと評価せざるをえないというべきである」と判示した（ただし、被保険者は損害賠償責任を負担しておらず、加害者および

び運行供用者はいずれも被保険者にあたらないうとして保険金請求は認められなかった。

② 札幌地判昭和五九年五月二二日（判時一一三九号九四頁）は、保険金の一部支払をした保険会社が示談未成立のまま支払完了として処理したが、被害者が不満をいだし、加害者および被保険者を被告として損害賠償を求める訴を提起した事案につき、被保険者が訴訟通知義務に違反し、かついわゆる欠席判決を受けた場合であっても、請求の無断承認の場合に準じ、被害者の適正な損害額の範囲内において、保険者が保険金の支払義務を負うとしたものである。

すなわち、「訴訟の通知を義務付けた約款の趣旨について考えてみるに、右は訴訟を提起された被保険者が、いずれは保険金でまかなえるという安易な考えから、訴訟にまともに対応せず、結果として不適正な損害賠償額を命ずる判決を甘受し、その判決で命せられた金額を保険会社に請求するというのでは、実損害を填補するという自動車保険の制度の本旨に反し、保険会社としても不当な不利益を受け、あるいは被保険者と保険会社との間で無用の紛争が起ることもあるから、これらの弊害を避けるため、訴訟が提起されたときは当該訴訟手続において適正な賠償額が定められるよう保険会社も直接、間接に関与できる途を残すことを目的にあらかじめ通知を義務付けたものと解される。本件約款第三章一二条六号は、保険会社の承認を得ないで被害者からの請求を承認しないことを義務付けているが、これも基本的には同じ趣旨から出たものといえる。したがって、訴訟を提起された被保険者が、弁護士を選任する等して真摯に応訴し、なすべき主張をなし提出すべき証拠を提出して、充分審理を受けたうえで判決がなされた場合のように、適正な賠償額が査定されたという実質的な保障があれば、保険会社としても何ら不利益はない訳であり、このような場合であっても、通知がなかったことをもって保険会社が責任を免れることは、保険会社に不当な利益を与える反面、被保険者に苛酷な結果をもたらすことになって妥当ではない。」と一般論を述べた上で、本件事故が

ある時点まで保険者の事務手続にのつており、保険者において損害査定<sup>①</sup>の資料を収集し、被害者に若干の保険支払をしている事例であること、保険者において示談不成立にかかわらず支払完了済として処理したことが被害者をして被保険者等を被告とする損害賠償請求の訴を余儀なくさせたことという本件特有の事情を考慮し、<sup>①</sup>「責任をすべて免れさせるのは相当ではないと解される。そうして本件約款第三章一三条二項においては、請求を無断で承認した場合は、損害賠償責任がないと認められる額を差引いて保険金を支払う旨定めているのであるが、前訴においていわゆる欠席判決を受けた被保険者の行為は、請求を無断で承認した場合とその実質において異なるところはないとも解せられるから、本件も請求の無断承認の場合に準じて考えるのが相当である」と結論づけている。

①②判決は、いずれもいわゆる欠席裁判がなされた事案に関するものであるが、訴訟通知義務懈怠による免責が認められる範囲を限定し、無断承認の一形態として処理することによって、結論の妥当性を図つたものであると評価できる。

ただ、①判決が「正当な理由」という文言の解釈によつて処理したのに対し、<sup>②</sup>②判決は約款規定の趣旨を探究し、より直截に利益衡量的アプローチをとつたものと考えられる。すなわち約款規定が保護しようとしている利益を明らかにして、保険者の利益と被保険者の利益とを調整しようとしている。<sup>③</sup>類似した事案に関する①判決と②判決がアプローチを異にする理由を考えてみると、①判決の事案においては、保険者は欠席判決における共同被告として記載されていたため、通知がなくとも訴訟提起を知り得たという特別の事情が存し、「正当な理由」を認めやすかつた①の控訴審である東京高判昭和四九・一〇・一五はこの特別の事情をとらえて本条項の適用を否定した<sup>④</sup>のに対し、②事件ではそのような事情が存在しなかつたためであると思われる。

なお、いづれも、被害者からの請求がなされている事案であることから、被害者保護の要請をふまえた判決例とみる余地があり、被保険者が保険金請求をなした場合に、これらの判決の射程が及ぶかどうかは定かでない。

(1) このような事情のどこが、保険者の全面免責を不相当ならしめるのかは、ややあいまいである。なぜなら、保険者が損害査定資料を収集していたとしても、訴訟通知義務違反によって、保険者の被る影響に変わりはないからである。

ただ、保険者が中途半端な処理をしたから、信義則上、全面免責を認めないとする趣旨と解することもでき、もしそう解すればすなおな理由付けをしたということもできる。それとも適切な処理をしない以上、訴訟提起を合理的に予想できなかったという意味であろうか。

(2) 事故発生通知の懈怠・遅滞に関する東京地判昭和四七年六月三〇日(判時六七六号二六頁)、東京高判昭和五三年一月二三日(判時八八七号一一〇頁)は、「遅滞」を弾力的に解することによって保険者の免責の抗弁を制限している。詳細は、拙稿「自動車保険における事故通知義務懈怠の効果」筑波法政一三号(一九九〇)(以下、前稿という)一六三頁以下参照

(3) ②判決のようなアプローチは、②判決後に出された事故発生通知の遅滞に関する④宮崎地都支判昭和六一年三月一七日(判時一一八七号一二九頁)、⑤最判昭和六二年二月二〇日(民集四一卷一号一五九頁)のアプローチと類似している。④判決は約款が事故発生通知を義務付け、正当な理由なく右通知を怠ったときは損害を填補しないとする趣旨を検討し、保険者は事故の通知の遅滞により何ら具体的損害を被っていないとして、通知義務違反を理由としては、保険者の免責を認めなかった。また、⑤判決は、通知義務が懈怠されたことにより生ずる法律効果の点について、保険契約者および被保険者に対して通知義務を課している目的および通知義務の法的性質からくる制限が自ずから存するとして、保険契約者または被保険者が保険契約における信義誠実の原則上許されない目的のもとに事故通知しなかった場合において

は保険者は損害の填補責任を免れうるというべきであるが、そうでない場合においては、保険者が所定の期間内に事故通知を受けなかったことにより損害を被ったときにこれにより取得する損害賠償請求権の限度においてのみ填補責任を免れらるゝとした。

### 第三章 独仏における動向

#### 第一節 ドイツ

VVG一五三条は、保険契約者に責任事故の発生について通知義務を定めるとともに、被害者による裁判外および裁判上の損害賠償請求権の行使を保険者に通知すべき旨を定めている。またVVG一五四条は、責任の無断承認を禁止している。そして、AKB七条二項一号は責任の無断承認を禁止し、同二号および三号は、被害による裁判外および裁判上の損害賠償請求権の行使の通知義務を規定する。これらの義務はAKB七条の標題からも明らかのようにオプリーゲンハイトといわれるものであつて、事故発生通知義務(AKB七条一項二号)と同じ性質をもつものである。

オプリーゲンハイト違反の効果として保険者免責を約款で定めることは許容されているが(VVG六条三項、三三三條二項)、VVG六条三項は、故意による違反の場合にのみ全面的な免責を認め、重過失による違反の場合でも、「その違反が事故の発生、保険者の給付義務の成立またはその範囲に対して影響を与えなかつた」限度において保険者は

保険金支払義務を負うとする（軽過失による違反の場合は免責は認められない）。また責任の無断承認についても、保険者免責の定めは「その時の状況から保険契約者が第三者に満足を与えることまたは第三者の損害賠償請求権を拒否することが明らかに不当であると認められる場合には」効力を有しないとされる（VVG一五四条二項）。いずれも加害者（保険契約者）と被害者の利益を一定限度において保護しようとするものであるが、AKBは、さらに、保険者の免責を制限する規定を置いている。すなわち、旧（一九七五年一月改訂前）AKB七条五項はVVG六条三項と同様の規定をしていたが、現行AKB七条五項は以下のように定める。

第一号「自動車損害賠償責任保険において、本条所定のオプリーゲンハイトの一つに故意または重大な過失で違反したときには、保険者は第二号、第三号に定めた限度において保険契約者に対する給付義務を逃れる。重大な過失による違反の場合には、その違反が保険事故の確定または保険者の負担する給付の確定もしくはその範囲に影響を及ぼさなかつた限りで、保険者はなお給付義務を負う。」

第二号「保険者の給付免責は一〇〇〇DMに制限される。解明義務または損害軽減義務の故意による違反の場合には（たとえば、事故現場からの不法な離脱、扶助の懈怠、真実に反する報告の保険者に対する提出）、これがとくに重大であれば、保険者の給付免責は五〇〇〇DMに拡大する。」

第三号「オプリーゲンハイト違反が、それによって自己または第三者に不法な財産的利益を得させる意図をもって行われたときには、獲得された不法な財産的利益に関して第二号の適用はなく、保険者の給付免責は制限をうけない。」

ここで、日本における制度にとって示唆となる点は、事故発生後のオプリーゲンハイト違反は形式的には、一律の効果をもたらすこと、および不法な財産上の利益の獲得を意図した違反以外は全面免責は認められないこと、の二点

である。

## 第二節 フランス

保険契約法L一二四―一条は「責任保険に関しては、保険者は、契約によって定められた損害の事実があつた後に被害者である第三者が保険契約者に対し示談または裁判による請求をなした場合にのみ責任を負う」と規定しており、L一一三―二条一項四号の「保険者の責任を生ぜしめる性質の事故(sinistre de nature à entraîner la garantie de l'assureur)」の通知義務は、被害者から加害者に対する裁判上または裁判外の賠償請求についての通知義務であると解される<sup>(3)</sup>。したがつて訴訟通知義務は法律上規定されている。しかし、現実には用いられている約款は、単なる責任原因事故(fait dommageable)の発生を知つたときは五日以内に保険者に対し通知する義務を定める<sup>(4)</sup>。そして保険契約法L一一三―二条三項は通知義務等の懈怠につき失権条項を認める前提に立つ<sup>(5)</sup>。約款は保険会社によって若干異なるが、事故発生通知義務の懈怠については失権の制裁と定めて<sup>(6)</sup>いる。他方、訴訟通知義務を定款は正面から定めていないが、これと同様の効果をもたらす、「事故に関して、保険契約者もしくは被保険者またはその代理人にあつて、交付もしくは通知されたすべての通知、書状、出頭命令、民事裁判所への被告または証人としての召喚状、裁判外の書面および訴訟に関する書類を、受領後直ちに保険者に交付する義務」の懈怠に対しては、保険者は損害賠償請求ができる旨の効果が定められるのが通常である<sup>(7)(8)</sup>。

保険契約法L一二四―二条は、保険者は自己を除いてなされた責任の承認または和解はすべて保険者に対抗できない旨を約定できると規定しており、約款上もそのような規定が挿入されている<sup>(9)</sup>。すなわち、責任の無断承認の効果と

して失権を定めても、それは効力を有しないとするのが法の規定するところであり、<sup>(10)</sup>実務もそれを前提として約款を作成している。

しかも、フランスにおいては、事故発生後の義務違反による被保険者の失権は第三者(被害者)に対抗できないものとされている。<sup>(11)</sup>たしかに保険契約法L一一二―一条およびL一一二―六条は保険者は保険契約者に対抗できるすべての抗弁を、すべての保険受益者に対抗できる旨を定めるが、R一二四―一条は、「民事責任の危険を担保する保険証券にあつては、加害事故発生後に、加害被保険者の義務違反を理由とするすべての失権は、被害者およびその権利承継人に抗弁として対抗できない」と規定するから、訴訟通知義務違反に基づいて、保険者免責が被害者に対抗されることは考えられない。<sup>(12)</sup>

(1) AKB改訂は、保険契約者の帰責事由(とくに故意)の存在の認定を厳格に行い、保険者の免責を制限する判例の蓄積を背景とするが、判例の流れについて紹介した邦語文献としては、坂口光男「責務違反にもとづく保険保護の喪失」法律論叢六一巻四・五合併号(一九八九)六一九頁以下、竹濱修「事故発生のお知らせ義務等の違反効果について」文研論集七一号(一九八五)などがある。

(2) もちろんいかなる義務の違反であるかが「保険事故の確定または保険者の負担する給付の確定もしくはその範囲に影響を及ぼさない」範囲の決定に影響を与える。

(3) Picard et Besson, *Le contrat d'assurance*, 5<sup>e</sup> ed., 1982, n.° 359

(4) Picard et Besson, 1982, n.° 359; たとははリュニオン社の約款一四―一(井上治行(訳)・フランスの自動車総合保険約款(一九七七)一七頁)参照。この規定は保険契約法の強行法規性に反しないとの判例が確立している。

- (5) 「保険契約者が偶然の事故または不可抗力により定められた期限内に通知することができなかつたことを証明する場合には、契約条項に基づく失権をもって保険契約者に対抗することはできない」
- なお強制保険である自動車責任保険(assurance de responsabilité automobile)についても、「保険法の規定に従い、特徴的な文字によつて表示されるならば、事故発生の場合に被保険者が負う諸義務の違反を事由とする失権条項は、法によつて禁止されないかぎり有効である」と規定される(R211110条)。
- (6) Picard et Besson, 1982, n. 359; 具体的には、リュニオン社の例が、井上(訳)・前掲注(4)一七頁に示されている。
- (7) これは保険契約法L113111一条により、このような違反に対しては失権の制裁が許されないと考えられるためである(Picard et Besson, 1982, n. 372)。
- (8) リュニオン社の場合、一四111二項がこのように定める(井上(訳)・前掲注(4)一八頁)。
- (9) リュニオン社の場合、一五11111一条が不対抗性を定める(井上(訳)・前掲注(4)一九頁)。
- (10) Picard et Besson, 1982, n. 368
- (11) Picard et Besson, 1982, n. 399
- (12) なお、事故通知に関するものであるが、被害者が被保険者に代わつてなす通知も有効であるとする判例がある(Rog, 30 novembre 1926, D. P. 1928, I. 49, S. 1927, 1. 177.)。

## 第四章 訴訟通知義務懈怠の効果

### 第一節 訴訟通知義務の制度趣旨

保険者は損害賠償額の決定につき利害関係を有し、勝訴の可能性、訴訟の必要性の判断、訴訟進行、攻撃・防禦方の提出の検討を行い対処する必要があるが、被害者の直接請求権が行使される場合を除いては、保険者は訴訟当事者ではなく、被保険者が訴訟を提起し、または提起された事実を当然に知りうるものではない。そこで訴訟の提起等を保険者が知り、損害の拡大を防止しうるように、訴訟通知義務が定められたといわれている。<sup>①</sup>特に、訴訟を提起された被保険者が訴訟に適切に応ぜず、結果として不適正な損害賠償額を命ずる判決を甘受し、その判決で命ぜられた金額を保険会社に請求できるとするならば、実損害を填補するという自動車保険の本旨に反し、保険会社が不当な不利益を受けるから、そのような弊害を避け、後日の紛争を予防するため、訴訟が提起されたときは当該訴訟手続きにおいて適正な賠償額が定められるよう保険会社が直接、間接に関与できる途を残すことにあるとされる。<sup>②</sup>

しかし、被保険者に対して、不適切な損害賠償額の賠償を命ずる判決があつても、その判決の拘束力は保険者には及ばないのが、民事訴訟の一般原則からは当然であるから、保険者は不利益を受けないのではないかという疑問が生ずる。もし、保険者に不利益がないのなら、訴訟通知義務懈怠の効果として、免責を認めることは妥当ではない。

そこで、責任関係を確定する判決の拘束力は保険者に及ぶか否かをまず検討しなければならない。

## 第二節 保険関係に対する判決等の基準性<sup>(3)</sup>

訴訟上あるいは訴訟外で、ある法律関係が確定されても、それは、原則として当事者のみを拘束するだけである。すなわち、その法律上の利害関係を有するとしても、第三者は訴訟に関与していないかぎり、判決に拘束されないのが原則であり、調停・和解等により法律関係が確定される場合には、これに第三者が拘束されることはないのがふつうである。この一般論を自動車責任保険にあてはめると、被害者と加害者との間の責任関係の確定と、加害者と保険者との間の保険関係や被害者と保険者との間の直接請求権に基づく関係とは法律上無関係であることになる。したがって保険者は、前提となる責任関係の確定に拘束されることなく、保険関係等における保険金支払額を争いうるはずである<sup>(4)</sup>。

ところが、下級審判例には傍論ながらも、責任関係に係る判決等の拘束力を認めているものが、いくつか存する。その端緒と考えられる③東京地判昭和四四年二月三日（交民集二巻一号一九五頁）<sup>(5)</sup>は、保険者の承認を得ずして即決和解がなされた事案につき「即決和解の効力自体が争われて訴訟に係属した場合には、裁判所が決定した適正額の範囲内において保険会社が填補責任を負うものと解すべきである。」と判示したものであるが、判決や訴訟上の和解等によつて責任関係が確定された場合には、約款上の無断承認禁止条項にかかわらず、「損害賠償額の確定ありと見て、保険会社の承認を不要と解すべき」であると述べている。これは、責任関係の確定が保険者を拘束すると考えなければ意味が通らない判決である。

また④東京地判昭和四五年一月二二日（判時五八五号一六頁）は、自動車保険対人賠償責任保険約款は、被保険者  
自動車保険における訴訟通知義務懈怠の効果

である加害者が保険者に対して保険金請求権を行使するにつき、あらかじめ加害者と被害者との間で損害賠償額が確定されていることを不文の前提条件としているものと解すべきである旨判示したものであるが、責任関係において定められる賠償責任額が保険関係における保険金支払額の基準となる関係にあるとする<sup>⑤</sup>一方で、責任関係における確定手続とは別個独立に、保険関係の二当事者間で賠償額具体化のための手続を行うべきではなく、「一度だけ具体化の手続を行なう」べきであり、責任関係における当事者間の手続において具体化を行うべきであると論ずる<sup>⑥</sup>。これは責任関係の確定に拘束力を認める見解にはかならないであろう。

さらに被害者と加害者との間で保険会社が関与せず調停により確定された責任は強制保険の保険者を拘束しないとする<sup>⑦</sup>東京地判昭和四五年一〇月一二日（判夕二五六号一五六頁）は、傍論として、任意保険においては、「責任関係において確定された賠償責任が保険関係を拘束するのを原則とする、と解することが可能である<sup>⑧</sup>」と述べる。この判決が自賠償保険についても、訴訟通知義務の履行や訴訟告知により責任関係についての訴訟に参加する機会が与えられていた場合や調停等において保険会社への通知により手続関与の機会を与えられていた場合には、責任関係において確定された責任の保険関係に及ぼす拘束力を認めることからすると、任意保険についても拘束力を認める根拠を、訴訟通知義務が存在し、その懈怠が保険者の免責をもたらすことに求めていると解するのが自然であろう。

このような判決例<sup>⑨</sup>のほかにも、責任関係において判決により確定された責任が保険関係を拘束するとの見解が存在するが、その根拠としては、訴訟通知義務の存在とその懈怠の免責効果、無断承認の禁止とその懈怠の効果を挙げている。

しかし、当然に拘束力を認める見解には、いくつかの問題点が存在すると思われる。

第一に、訴訟通知義務の懈怠の効果が保険者の免責であることを前提として議論がすすめられているが、前提自体に疑問が残ることは、第一章で言及したところから明らかであろう。

第二に、賠償額確定手続が責任関係と保険関係において二重になされることの無駄や判断の齟齬による混乱を防ぐという必要性も、拘束力を認める必然性をもたらすものではない。なぜなら、二重手間等を省くためには、同一訴訟手続で、被保険者に対する損害賠償請求と保険会社に対する被保険者の保険金請求権の代位行使による請求を併せて訴求すれば十分だからである（最判昭和五七年九月二八日（交民集一五卷五号一一〇一頁）参照）。そして、このようにすれば被害者保護に欠けることはない。<sup>(1)</sup>

第三に、任意保険は加害者の免責を主眼とする以上、被保険者にとって不利になるような法律構成は望ましくないが、拘束力を認めると、訴訟通知義務等の重要性が増し、それらの義務を懈怠した場合のサンクションを大きくせざるをえないことを意識した議論はみられない。④判決は拘束力を認めないと「被保険者の期待が裏切られるような事態が多発する」と指摘するが、それは、保険者が責任確定手続に事実上関与した場合または関与する機会を与えられた場合にのみ、保険関係にも拘束力が及ぶと考えれば十分解消できる問題であり、当然に拘束力を認めるべき根拠とはなりえない。被保険者は訴訟通知等によって保険者に責任確定手続への関与の機会を与える権利と機会を有しているのだから、後日の紛争を防止し期待を裏切られることをさけたければ、そのような手段をとって保険者に拘束力を及ぼせばよいのである。<sup>(2)</sup>

このように考えると、責任関係の確定に保険会社が関与し、または関与の機会が与えられた場合には、加害者が保険会社の明示の意思に反する訴訟行為をしたため不利な判決を受けたような場合を除いて、責任関係についての判決

の拘束力を認めるべきである。保険者としては補助参加ないし当事者参加により、自己の権利の防御をする機会が与えられているので、とくに不利益を蒙るおそれがないからである。<sup>14)</sup>

### 第三節 請求の無断承認の効果との対比

#### 第一款 請求の無断承認の禁止とその趣旨

わが国で用いられている自動車保険の約款は、被保険者等が、損害賠償の請求を受けた場合にその全部または一部を承認するときは、あらかじめ保険者の承認を求めべきことを定める（自家用自動車保険普通保険約款第六章一四七号、自動車保険普通保険約款第四章一四七号、自家用自動車総合保険普通保険約款第六章一四七号）。

このような規定がおかれている趣旨は、被保険者等が独自の判断で責任承認を行うと、社会通念上不適正とみられる条件で承認するおそれがあるので、その場合の保険者の不利益を防止することにあるといわれている。<sup>15)</sup> すなわち、いずれは保険金でまかなえるという安易な考え方から過大な請求を無条件に容認する対応や加害者と被害者との共謀による決定がなされ、その金額を保険会社に請求するというのでは、実損害を填補するという自動車保険の制度の本旨に反し、保険会社としても不当な不利益を受け、あるいは被保険者と保険会社との間で無用の紛争が起ることもあるから、これらの弊害を避けるため、損害賠償義務の確定前に、被害者による請求の妥当性等を保険者が判断する

機会を確保することを目的とする。<sup>(16)</sup>

## 第二款 請求の無断承認の効果

自動車保険約款は、正当な理由なくして、請求の無断承認がなされた場合には、保険者は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払うと規定する（家用自動車保険普通保険約款六章一五条三項三号、自動車保険普通保険約款四章一五条三項三号、家用自動車総合保険普通保険約款六章一五条三項三号）。

この効果は制裁的なものではなく、当然の規定である。すなわち、実損害填補という自動車保険の目的に則して、「あくまで正当な実損害或いは賠償責任額を算定して填補すべき金額を決定する趣旨である」。<sup>(17)</sup> 岡山地裁倉敷支判昭和四五年六月三〇日（下民集二一巻五・六号一〇〇五頁）も、無断承認の効果を定める条項は「加害者側と被害者とが和解によって法律上の損害賠償義務を負担しても損害保険の性質上、その額中実損額を超過する部分は、保険会社が填補しないことを明らかにしたものである」と判示しており、制裁的な趣旨を含まないことを認めている。<sup>(18)</sup>

このように解するならば、無断承認の効果を定める条項は、実損填補の原則を表明したものにはかならないことになる。<sup>(19)</sup>

## 第三款 無断承認の効果と訴訟通知義務懈怠の効果

まず、第二節で述べたように、「責任関係の確定に保険者が関与する機会が与えられないかぎり、責任関係の確定は保険関係を当然には拘束しない」と解するならば、訴訟通知義務懈怠について失権の制裁を課す約款の合理性・適法性に疑問が生ずる。<sup>(20)</sup>

ただ、責任関係の確定が保険関係における損害確定の効果をもたないとしても、裁判上裁判外における責任の確定が一旦行われると、それが既成事実としての効果をもつため、保険者の反対の立証活動の負担が重くなるという可能性<sup>(22)</sup>がある。このような可能性があれば、保険者の防禦権を十分に確保する実益があるといえよう。しかし、このことは、むしろ、請求の無断承認というレベルで生ずる問題であり、請求の無断承認に対してサンクションを加える根拠となるにすぎないように思われる。被保険者等が訴訟通知義務を怠つたことは不十分・不適切な攻撃防禦というフアクターとあいまってはじめて、保険者に不利益をもたらすという点で、保険者の不利益のより遠い原因であるのに対し、請求の無断承認は、それ自体が不適切であることによつて保険者に不利益を与える、いわば近因である。それにもかかわらず、訴訟通知義務懈怠のほう<sup>(23)</sup>が、請求の無断承認より厳しい制裁をうけるのはバランスを失しているのではなからうか。

しかも、訴訟手続においては、③判決が傍論として述べたように、「適正な賠償額が査定されているという実質的な保障」の存在が認められる場合があるのに対し、訴訟外の和解・調停においては、そのような実質的保障の存在は、さらに期待しがたい。ところが、訴訟通知義務懈怠の効果<sup>(24)</sup>を、無断承認の効果より厳しくすると、訴訟によらないで、請求を容易に承認する被保険者のほうが、訴訟等で真剣に攻撃防禦を行った被保険者より保護されるという奇妙な結果を招くことになる(②判決は、この点に注目したとも考えられる)。たしかに、訴訟で責任関係が確定すれば、既成事実としての重みは増すであろうが、他方、責任関係の確定手続における攻撃防禦が不十分であったことの立証は容易になるから、訴訟による場合を、他の場合に比べて不利に扱う理由は思いつかない。

以上をまとめてみると、もし保険者が損害賠償責任の確定手続きに全く関与していない場合には、当該手続きによ

つて確定された内容は保険者に対して拘束力を持たず、保険者の填補責任に対する法律上の基準性を持つものではないと考えるのなら、被保険者が不適正な損害賠償額を命ずる判決を受けるのも、被保険者が保険会社からの承認を得ないで、被害者からの請求を承認し、示談等をなすのも保険者にとっては変わらないはずである。しかるに、請求を無断で承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払うこととされているのであるから、無断承認の効果を現行約款規定どおりとする限り、訴訟の通知を怠った場合に、全面免責とする規定は均衡を失し、修正されてよいと考えられる。保険会社にとっては不適正な損害賠償額が定められることが問題なのであるから、訴訟通知を怠った点よりも、訴訟において十分な攻撃防御を尽くさなかつた点をとらえればよい。すなわち、無断承認の局面で処理すべきであろう。

#### 第四節 事故発生通知義務懈怠の効果との対比

事故発生通知義務は保険者に事故原因の調査、損害の種類や範囲の確定および事実関係の把握、事故現場の保存や損害の拡大の防止等の措置を講ずる機会を与え、モラル・リスクを排除し、公正な保険金の支払を確保すること、既発生未報告損害（I・B・N・R）の抑制により保険経営を健全化することを目的としている。一方、訴訟通知義務違反は損害の拡大をもたらすものではなく、しかも資料収集を妨げるものではなく（事故発生通知があれば資料収集は可能であり、訴訟が提起されるか否かを問わず資料を収集すべきだからである）、事故発生通知義務違反に比べ、保険者に与える悪影響はより少ない（商法六五八条が訴訟通知義務を定めないのでこの点を考慮したものと考えることができるのではなからうか）。したがって、事故発生通知義務違反の場合に、約款の規定にもかかわらず、全面免責を

認めない判例<sup>(24)</sup>、学説<sup>(25)</sup>、損害保険契約法改正試案六七二条の四、六五八条の三の立場（保険者の填補額は損害額から、その義務の履行があつたならば軽減できたと認められる損害の額を控除した額を基礎として決定することを原則とする<sup>(26)</sup>）を前提にすれば、訴訟通知義務違反の場合にはなおさら全面免責は認められないと思われる<sup>(27)</sup>。

## 第五節 総括

事故発生義務違反の効果として、免責が定められた理由としては、減額主義によると、通知の遅滞により生じた拡大損害の部分が減額されるにすぎず、被保険者の損害額から拡大損害額を減額しても、遅滞なく通知された場合の支払保険金と同じくなるため、通知義務の強制力が無に帰することが挙げられている<sup>(28)</sup>。すなわち、被保険者の義務違反に対する制裁として失権を定め、もって義務履行へのインセンティブとすることが意図されている。これは訴訟通知義務違反についても同じであろう<sup>(29)</sup>。したがって現行の約款規定は、保険者の経済利益と保険契約者の経済的利益とを調和させるという観点からではなく、通知義務違反に対する一般的予防の観点から、免責を定めるものと解さざるを得ない。なぜなら、通知義務の懈怠があつたからといって、保険者に支払保険金全額に相当する損害が生ずることはまだだからである。

しかし、判例は、無断承認について寛大な態度をとるとともに（本章第三節）、訴訟通知義務懈怠についても、無断承認に引きよせる傾向がある（第二章）（保険者が訴訟通知義務懈怠と請求の無断承認を併せて主張することが多いことによるのであろうか）。制度をいかに構築すべきかという視点からは、第三節、第四節で検討したところから明らかにように、訴訟通知義務懈怠について判例のとる結論もそれなりの合理性を有する。そして、現行約款の失権条項を制

限的に解するのは、単に他の義務違反の効果とのバランスを図るのみならず、さらに、自動車保険における消費者保護的な契約者保護の必要性があるからであると評価できる。すなわち、保険者・保険契約者間の経済的利益の均衡が必要であるという観点からは失権条項が不当であるとしても、両者の交渉力が対等のものと認められるならば、当該条項を有効なものと認めても差しつかえない。保険者・保険契約者間の力関係がアンバランスであるからこそ、失権条項を制限的に解する合理性が生ずる。

普通保険約款による契約についてみるならば、「一括承認」か「一括拒否」の自由しか消費者には残されていないのであって、当事者の自由な交渉による契約の締結が正義を実現することになるという契約自由の原則を支える基盤は失われている。すなわち約款は一方当事者（この場合保険者）のみによって作成されているのであって、交渉によって妥当な契約内容を形成するという過程は予定されていないのである。

また、自動車保険は自動車保有者にとって今や必需品とも言うべきものであることに加え、競争者が同様の内容の条項を用いているため、約款内容が明瞭かつ適切に開示されているとしても、約款を選ぶことができないという事情がある。

さらに自動車保険のように大衆を相手方とする保険において、保険者の免責を定める約款の条項をすべて文字通り解することは厳しすぎるし、免責条項は不動文字で印刷されているのが普通であり、保険実務にうとい一般保険者はいちいちこれを確かめることなく、保険加入している現状に照らすと問題がある。すなわち消費者が無知・無力・軽率・怠惰であることを前提として、<sup>30)</sup>消費者保護を考えるべき状況が存在する。このように考えてみると、普通保険約款の内容に対する司法的規制は許されると考えるべきである。

普通保険約款中の免責条項の解釈にあたっては、その約款が社会機構全般において有する使命を考え、一方においては時間節約、大量取引、費用節減等、社会生活向上のために果たす企業ならびに制度の維持という点を考慮しつつも、その合理的存在理由を超えて免責条項を適用すべきではなく、制度維持のために制度利用者の受忍しなければならぬ合理的な危険負担の範囲において適用されるものと解されるべきである（札幌高判昭和三三・六・七高民集一卷五号三四三頁参照）。

約款は抽象的な法規範を具体化し、より予測可能な形に明確化することにより取引上のあらゆるリスクに計算可能性を与えることができるため、保険契約と密接な関係を持つ。すなわち、いかなる危険を引き受け、または引き受けないかが保険料算定の基礎であり、約款は保険料算定の基礎となる引受危険の質・量・範囲を明確にするために必要不可欠と考えられるのである。すなわち保険契約は普通保険約款によって形成され、その担保範囲が確定される。このように約款の機能を理解すれば、引き受ける危険の質・量・範囲と対価が適正に対応する範囲では条項の修正が許されると考えても、保険者にとっては不意打ちになるわけではない。そして契約の性質から生ずる本質的な権利が許る保険金請求権を制限する約款規定のうち、契約目的達成を困難または不可能にする免責約款については、被保険者保護の立場から条項の修正を考える必要がある。

訴訟通知義務違反を免責事由とする条項は存在する給付義務から保険者を免れさせる条項と解され、狭義の免責条項のように危険負担の範囲を決定するものではなく、保険料率の決定にあたってはほとんど考慮されないファクターであると考えられる。すなわち、訴訟通知がなされないのは全体の何パーセントであり、その場合には免責されるから保険料率をその分だけ低くするという考え方はしないはずである。したがって、被保険者がたまたま通知を怠った

からといって保険者が免責されるとすることは保険者を不当に利することになるのではないかと思われる。また、被保険者の利益に着目すれば、保険契約締結の目的を全く達成しえないことになり、被保険者は大きな不利益を被る。そこで約款で通知義務違反という比較的小さな義務違反に対し、免責という重大な効果を与えたこと自体に保険者側の不手際があった以上、判例・学説の立場は正当であろう。しかも判例や学説はあまり指摘していないが、通知義務違反の免責規定の最大の問題点は差別的適用の危険性であろう。通知義務違反に基づいて、保険会社が免責を主張する場合は少ないようである。そうであるとすれば差別的適用が問題になる可能性が高い。さらに「全額給付か、全額免責か」という条項の下では、不当な適用をもたらす害は大きくなる。したがって、訴訟通知義務違反による免責規定の及ぶ範囲を限定する立場はこの点からも支持できる。

たしかに加害者たる被保険者が責任関係の確定訴訟において、防禦に十分な熱意をもつことは期待できない。かえって、刑事事件の被疑者として、より有利な行動を選択したり、保険金詐取の共謀者となることもありうる<sup>31</sup>。そして、これらの違法行為を事後的に立証することが困難であることも現実であり、保険者の介入権あるいは防禦権を確保する必要があろう。しかし、保険者の関与しない紛争処理手続に要した費用は保険金支払の対象とならないという責任保険制度の下では、責任関係を確定する判決の拘束力が保険関係に及ばないとすれば、訴訟通知義務懈怠が保険者の免責をもたらすと解する合理性は説明しにくい。請求の無断承認の効果では、なぜ不十分なのかを明らかにせずに、訴訟通知義務懈怠に基づいて強力な制裁を課すことの妥当性を示すことはできない。

また、保険者が免責規定を設けたねらいの一つは、損害の存在・額を立証しなくても、自己の経済的利益を守れるようにすることにあると考えられる。しかし、通知義務を被保険等に課す趣旨が保険者の利益を守るためであれば、

類型的にみて保険者に損害がほとんど生じないような場合には、そのようなことは許されない。

訴訟通知義務懈怠によつて実際にどのような経済的損害が生ずるのかを明確にしてはじめて、失権条項の妥当性を示しうる。

したがつて、訴訟通知義務懈怠の効果として、保険者の免責が合理的であるとするためには、責任関係の確定の判決が保険関係を必ず拘束すると考えることの合理性および請求の無断承認の効果と異ならせることの合理性を、少なくとも、示さなければならぬといえよう。

なお、ここまで述べたところからも明らかにしているが、訴訟通知義務懈怠の効果を免責とすべきでないと考えられる立場は、保険契約者（および被保険者）保護のためであり、被害者保護のためではない。この点において、事故発生通知義務懈怠の場合に、その効果を免責とすべきではないとする論拠とは食い違いを見せる。すなわち、事故発生通知義務の懈怠は被害者の関知しないところで生じうるし、被害者が被保険者等に代わつて保険者に通知しなければ保護を受けられないとする合理性は見出しえない。他方、訴訟においては、被害者は保険者を訴訟に引きこめるし、和解・調停においても、保険者の事実上の関与を求めることは容易であり、かつ、それを期待しても不合理ではない。したがつて訴訟通知義務懈怠や無断承認の効果は被害者にも對抗できると解しても何ら不当でない<sup>33</sup>。もし、被害者に對抗できるはずの訴訟通知義務懈怠等の効果が不適切であるとするのなら、それは对被保険者の関係においても不適切な効果だからであろう。

ただし、以上の主張は、保険契約者を一種の消費者とみて保護すべきであるという価値判断を前提にするものにならざるべきでない。保険契約者保護の必要性を低く評価する価値判断をとつた場合には、現行制度に関し、異なつた理解をなす

ことも可能である。すなわち、訴訟通知義務懈怠も責任の無断承認も、本来は免責の効果をもたらすと定めてもよいところであるが、被害者が裁判手続によらないで迅速な救済を受けようように、裁判以外の責任関係確定については、制裁を加えなかつたとみることが出来る。被害者の救済を考えれば、訴訟通知義務違反についても免責にしないことがバランスがとれているように思われるが、保険者の利益を守るために、どこかで線を引かなければならず、その適切な区分が「裁判上の請求かどうか」であるとするのである。

責任関係確定の訴訟に保険者が関与できれば、被保険者の訴訟活動に少なくとも一部はフリーライドでき、費用の節減につながるが、一たん責任関係が確定した後に、被害者からの代位訴訟がなされる場合等には保険者は防禦のための費用をすべて負担することになることに注目するのである（もちろん、裁判外の責任関係確定についても同様のデメリットが保険者に生ずることには全く変わりがない）。さらに、責任関係確定の判決には拘束力がないとしても、事実上、有力な証拠となりうるという点で<sup>(2)</sup>保険者が訴訟に関与する必要性が高いといえるのかもしれない。

かりに、このように考えたとすれば、訴訟通知義務懈怠の効果と責任の無断承認の効果が異なるのは当然であるということになる。

(1) 絹川法治Ⅱ高階信弘「対人賠償保険」新種・自動車保険講座Ⅱ（金沢Ⅱ西島Ⅱ倉沢編）（一九七六）一六九頁、鈴木潔ほか編・注解交通損害賠償法（一九八二）八四〇頁（中村善弘）、自家用自動車総合保険の解説（一九八三）二五三頁など

## (2) 第二章②判決

(3) 第三節で検討する責任の無断承認との関連を考慮し、和解・調停等を含めて考察することとする。

(4) たとえば大森忠夫・保険法（一九五七）二二〇頁は、「被保険者が第三者から責任の追及をうけ、實際上これに応じ

て何らかの給付をなしても、実は保険契約に定めた法的責任を負担したことが証明されなければ、保険者は当然にはその給付額を填補する義務を負わないものと解しなければならない。」と述べる。

西島梅治「交通事故の被害者と加害者との間の調停が強制保険の保険会社に対して拘束力をもつか」判タ二六三号（一九七一）九二頁は「加害者の責任額が調停または判決により確定されたとしても保険者は当然にこれに拘束されることはない」とするのが従来通説であると指摘し、オーストリー、イタリヤ、スイスにおいても同様であるという。

(5) 「自動車保険普通保険約款第三章一般条項の一一条一項七号に、「あらかじめ保険会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと」と規定されている趣旨は、加害者が被害者といわゆる示談をなす場合に、いずれは保険金でまかなえるのだという安易な考慮の下に、損害額を上廻る不適正な損害賠償額を承認し、これが保険会社を拘束するのでは、損害填補という制度の本旨に反するのみならず、保険会社としても不当な不利益を蒙ることになるのである。そのような弊害を防止するため、あらかじめ保険会社の承認を要するとしたものと解される。従って、保険契約者ないし被保険者（加害者）の債務承認に先立ち、右の意味において適正な賠償額が査定されているという実質的な保障があれば、右の条項にかかわらず、判決がなされたと同様損害賠償額の確定ありと見て、保険会社の承認を不要と解すべき場合もありうる筋合である。被害者が加害者を相手取って損害賠償請求の訴を提起し、その手続においていわゆる訴訟上の和解が勧誘され、裁判所から和解案が提示された後、これを承認して和解が成立した場合の如きは、その一例であると言いうるのである。しかしながら、本件で問題となっている即決和解においては、そもそも訴の提起がないのであって、制度的にも、裁判所の面前においてなされたことにより当事者の意思表示に瑕疵なきことを保障するに止まり、裁判所としては、事案の内容について知るところなく、賠償額として合意せられるところが適正であるか否か断ずべき資料を有しないのが常であるから、右の訴訟上の和解におけるような例外的取扱いをなすべきでない。」

(6) 「責任保険は、損害保険の一種であるから、保険事故が発生し、被保険者に保険損害の生ずることが保険金請求権行使のために必要なわけであるが、同じ損害保険のなかにあつても、責任保険は、保険損害の概念において他の損害保険とは趣を異にする面がある。後者においては、保険事故の原因たるべき事故によって被保険者に生じた損害は、そのまま保険者に対して填補を要求しうる損害なのであり、両者間に査定の問題を残すに過ぎない。ところが、前者にあつては、保険事故の原因たるべき事故によつてまず損害を生ずるのは保険契約当事者外の第三者たる被害者の身上なのであり、これに対する賠償責任の存否および程度の判断を経由した後はじめて被保険者の損害を觀念しうる。すなわち、責任保険においては、被害者と加害者との間の関係（以下、責任関係という。）と加害者たる被保険者と保険者との間の関係（以下、保険関係という。）との二段構えがあり、その前者において定められる賠償責任額が後者における保険金支払額の基準となる関係にある（保険金額の枠があり、また保険関係における独自の抗弁もありうるので、両金額はもとより当然に一致するわけではないが、保険金支払額は責任関係における確定額を前提とし、これを超える必要がないという意味では、基準性と云々しうる。）。

のみならず、責任関係における賠償責任額の確定自体にも問題がある。すなわち、賠償責任の存否および程度の判断は、契約関係に基づく金銭債務の場合と異なり、責任の存在そのものには別段争いのない場合であつても、その程度については争いが残るのが通常であつて、損害額の算定や過失相殺の判断などを経てはじめて具体的な賠償責任額が確定されるのである。人身事故による損害賠償責任は、人事死傷の結果を生じると同時に発生し即時履行期に達するのであるから、賠償されるべき額は、確定されたあとから見れば、死傷事故発生当初から一定額として存在したように觀念されるのであるが、実際上は、示談で終るにせよ裁判にまで訴えるにせよ、右確定手続をまづはじめて、すなわち抽象的に賠償責任が発生したとされる事故時よりも後の時点において、具体化するのである。」

(7) 「当裁判所は、被害者と加害者との間で賠償額の確定されることが保険金請求権行使の前提条件になると解するのであるが、その理由は次のとおりである。

自動車保険における訴訟通知義務懈怠の効果

：なお根本的なことは、もし、この前提条件を不要と解すると、それは、責任関係における確定手続とは別個独立に、保険関係の二当事者間で賠償額具体化のための手続を行なうことの是認に導かざるを得ないということである。賠償責任保険という制度の本質上、先に述べた責任関係の判断の基準性すなわち、保険関係の権利義務が責任関係における権利義務を論理的前提とするものであることは認めざるを得ないのであるが、右のような事態は、この本質的要請に離反する側面があるといわなければならない。けだし、客観的に定まっているはずの賠償責任額も実際には確定手続をまっけてはじめて具体化されるのであることは先に述べたとおりであるので、この具体化の手続が保険関係において行われるということとは、本来責任関係で行われるべき具体化の手続が保険関係でも行われるということであり、二重の手間という点で無駄であるのみならず、両者が一致した金額に辿りつく制度的保障は、後記の併合訴訟の場合を除き、何もないわけであるから、それが相互に齟齬した場合の混乱を覚悟しなければならない。その結果、被保険者の期待が裏切られるような事態が多発すると、それは、単に個人的利害の問題にとどまらず、任意保険たる自動車対人賠償保険責任制度そのものの健全な発展を阻害することにもなるであろう。

もつとも、自賠責保険のように被害者に直接請求権を認める制度でも、この意味の無駄と混乱とは避けえないものがあるが、その場合には、被害者の迅速な救済という別の理念からする利益がその不利益を補って余りあるのに反し、任意保険の被保険者の保険金請求権の行使のためには、そうまでして不利益を忍ぶ必要はない。無駄と混乱をさけて一度だけ具体化の手続を行なうとすれば、制度の本質上、責任関係における当事者間の手続においてなさしめるのが至当であろう。」(8)「元来一個の法律関係につき特定当事者間において訴訟上あるいは訴訟外でその確定がなされても、原則としてそれは当該当事者を拘束するのみであって、これがその法律関係に法律上の利害関係を有する第三者を拘束するためには、特別の理由が存在しなければならない。

：もつとも、このことを考える場合に、責任保険の特殊性を考慮しないわけにはいかない。責任保険は商法上の損害保険の一種ではあるが、保険損害の概念において他の損害保険と類を異にし、保険事故の原因たるべき事故によってまず損

害を生じるのは保険契約当事者以外の第三者たる被害者の身上であり、これに対する賠償責任の存否および程度の判断を経た後はじめて被保険者の損害を観念しうる、という特殊性を有する。すなわち、責任保険においては、被害者と加害者との責任関係と加害者と保険会社との保険関係との二段構えが三者間に当然に存在し、前者において定められる賠償責任額が後者における保険支払額の基準となる関係にある。従つて、責任保険においては、一般に、責任関係における賠償額の確定が保険金請求権行使の前提要件として要求されると解すべきものであり（当裁判所昭和四五年九月二八日昭和四四年（ワ）第七五八号事件判決参照、なお東京地裁昭和四五年一月一日判決判例タイムズ二四三号一二六頁判例時報五八五号一六頁も参照）、このため、責任関係における賠償額の確定とは別に保険会社に対する直接の請求権が行使されることを考へる必要のない自動車対人賠償責任保険すなわちいわゆる任意保険の場合には、賠償額具体化の手続が重ねて保険関係においてもなされるという二重の間による無駄と、そのことによつて両者間における賠償額の判断が齟齬した場合の混乱を避けるためにも、賠償額確定手続は、まず、しかも一回限り、責任関係の当事者間においてのみ行われしめ、保険関係の当事者間で別に行われることはないのを原則とし、従つて、必然的に責任関係において確定された賠償責任が保険関係を拘束するのを原則とする、と解することが可能である（このように考へるについては、被保険者が被害者から損害賠償の請求を受けたときは遅滞なく保険会社に通知すべきこと、被害者に対し責任を承諾するにはあらかじめ保険会社の承認を得べきこと、被害者から訴を提起されたときは直ちに保険会社に通知すべきことなどの、自動車保険普通保険約款の規定が考慮されることはもちろんである。従つて、加害者が、保険会社の承諾なく賠償義務を承認し、あるいは被害者からの訴提起を保険会社に通知せず敗訴したような場合には、保険契約上の義務違反の効果として、例外的に、保険金支払義務の免責ないし減額を認める余地は残る。）」

(9) 上述した判決のほか、東京地判昭和四四年一月五日（下民集二〇卷一・一二合併号七八七頁）、東京地判昭和四五年五月二七日（交民集三卷三号八〇〇頁）、東京地判昭和四五年六月二九日（交民集三卷三号九七四頁）、東京地判昭和四五年九月二八日（判時六一六号八七頁）など参照。

自動車保険における訴訟通知義務懈怠の効果

- (10) 小長光馨「保険関係に対する判決・和解の拘束力」判タ二六八号（一九七二）一九〇頁
- (11) 保険会社の査定額が低いことは被害者にとって事実上不利だが、それは裁判所で併せて争えばよいだけである。
- (12) 注(7)参照
- (13) 西島・前掲注(4)九三頁。⑤判決の論旨もこの限りにおいて賛成できる。
- (14) 新堂幸司「参加的効力の拡張と補助参加人の従属性」裁判法の諸問題中四二〇頁、西島・前掲注(4)九四頁。訴訟法上、多くの問題が残るが、今後の課題としたい。
- なお、被保険者が、保険者の承認を得ないで自由により承認したと認められる事案において、保険者が訴訟当事者として関与したことを理由として、請求の無断承認の効果を規定する条項を適用した判決（東京高判昭和四九年一〇月一五日（交民集七卷五号一二七七頁）や②判決のとる立場はこれと整合する。
- (15) 家用自動車総合保険の解説（一九八三）二五三頁、絹川Ⅱ高階・前掲注(1)一六九頁
- (16) 損害保険契約法改正試案理由書（一九七四）八一頁、中里静資「無断承認禁止条項の趣旨」損害保険判例百選（一九八〇）一三四頁、中村・前掲注(1)八三九頁、西島梅治「自動車保険における責任承認禁止約款の効果」ジュリスト四九六号（一九七二）二二七頁、天野弘「最近における債権者代位権に関する二、三の判例について」司法研修所論集一九七〇—III（四六号）一一二頁、伊藤東作「Moral Hazard についての具体例——主として自動車保険について——」保険学雑誌四五—一六二頁以下。
- また③判決（注(5)）参照。
- (17) 中里・前掲注(16)一三五頁。
- (18) 自動車共済約款の無断承認禁止条項を、「契約者の恣意的な債務負担により共済制度の運営の適正が損なわれることを防止する目的の下に、損害額の適正な確定のため共済組合の判断の機会を留保する趣旨」によるものと認めつつも、「事前の承認がなかったことの一事をもって共済金支払義務の発生を全面的に否定する」ことを認めなかった判決がある（東

京地判昭和六二年四月二八日（交民集二〇卷二号五四四頁）。

(19) 保険者の防禦権を定めたものと解するものとして、西島梅治「責任保険者の防禦権」商法・保険法の諸問題（大森忠夫先生還暦記念）（一九七二）五一三頁以下が詳しい。

(20) ⑤判決の過程で、被告たる保険者は、「保険会社としてはあくまで法律上適正な損害を填補すべき義務があるにすぎないので加害者が被害者に対し現実には負担または履行した賠償責任を当然にそのまま填補する義務はないといひ、また、加害者と被害者間の責任関係が判決、和解、調停等により確定したときに保険会社が事実上これを尊重することがあるにすぎず法律上これを尊重する義務を負うものでない」と主張した。また天野・前掲注(16)一一七頁も保険会社が判決額や調停額を支払うのが現状であるとしても、それは事実上のものにすぎず、法律上、支払う義務があるわけではないと指摘される。

(21) 西島・前掲注(19)五一三頁

(22) 西島・前掲注(19)五一六頁

(23) 注(5)参照

(24) 前稿一六三頁以下参照

(25) 大森・前掲注(4)一六九頁、西島梅治・保険法（一九七五）一四八頁、石田満・保険契約法の諸問題（一九七四）一九五頁等

(26) ただし六五八条の第三二項は「前項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、保険者の保険事故発生の事情の調査または損害てん補責任の有無もしくははてん補額の確定を妨げる意図をもって、前二条に規定する義務を履行しなかつたときは、保険者は、損害をてん補する責任を免れる」と定める。

(27) 保険法制研究会の損害保険契約法改正試案六七二条の四は訴訟通知義務違反と事故発生通知義務違反を同様に扱う。

(28) 露木修「火災保険事故発生のお知らせ」新損害保険双書Ⅰ（田辺康平Ⅱ石田満編）三四六頁

自動車保険における訴訟通知義務懈怠の効果

(29) 絹川Ⅱ高階・前掲注(1)一六九頁は訴訟通知「義務に違反したときは、著しく損害が拡大するおそれ(欠席裁判による判決または馴合裁判による判決等によつて)があるので、保険者は損害填補責任を免れる」とするが、損害拡大に注目する点では、事故発生通知義務違反による免責も同様の根拠に基づくと考えるのであろう。

(30) 河上正二「約款とその司法的規制」法協一〇二巻四号(一九八五)一九九頁以下参照

(31) 西島・前掲注(19)五一六頁

(32) 保険者と被害者との間で紛争が生ずると保険者のイメージが悪化し、営業上の不利益をもたらす余地はあろう(第二章②判決参照)。しかし、契約自由とはいえ、このような漠然とした利益のために、「免責」という厳しい効果を定めうるかは疑問が残る。

(33) 損害保険契約法改正試案六七二条の七は「保険事故発生後の事由により保険者が被保険者に対する責任の全部または一部を免れる場合でも、保険者は、その抗弁をもって第三者の對抗することができない。」(なお、現行約款の下でも、絹川Ⅱ高階・前掲注(1)二三一〜二三三頁は、責任の無断承認禁止義務違反と控除、事故の通知義務違反と免責、訴訟の通知義務違反と免責などについて、「内容によつては建前はともかくも実務的に保険者は例外的に抗弁権の行使を控えるべきといわざるをえない」とする)と定めるが、事故発生後の事由に基づく抗弁には、通知義務違反、無断承認禁止条項違反などが含まれるといわれている(西島梅治「責任保険法改正試案の成立過程」創立四〇周年記念損害保険論集三二九頁)。試案六七二条の七はフランスの通説・判例にならったもの(Picard et Besson, 1982, n. 429)である(西島・前掲)。

しかし、本文中で論じたように、事故発生後の事由に基づく抗弁にも種々のものがあり、一律に法的効果を定めることには疑問が残る。

(34) 西島・前掲注(19)五一六頁